KPMG あずさ監査法人

国際サステナビリティ基準審議会、公開草案「IFRS®サステナビリティ開示実務記述書第1号『自然関連開示』」を公表

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2026年10月22日に公開草案「IFRSサステナビリティ開示実務記述書第1号『自然関連開示』」（以下、「本公開草案」という）を公表しました。

サステナビリティ　自然関連開示　ISSB

News

- 本公開草案は、一般目的財務報告書の主要な利用者が意思決定を行う際に有用な、**自然関連のリスクおよび機会に関する情報の開示を支援する**ことを目的として開発されています。
- 本公開草案では、自然関連のリスクおよび機会とのつながり、所在地固有の情報、シナリオ分析、指標および目標等について、追加的な要求事項およびガイダンスを提案しています。
- 本公開草案では、自然関連開示に関する要求事項を**IFRS実務記述書として最終化するか、基準等の別の形式で公表するか**についても意見が求められています。
- IFRS実務記述書として最終化される場合には、公表日から実務記述書を適用可能としたうえで、初度適用日は年次報告期間の期首とすることが提案されています。

Background

ISSBは、自然関連情報に関する具体的な開示要求の必要性を踏まえ、IFRS実務記述書の形式による要求事項を提案する本公開草案を公表しました。

本公開草案は、**自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の概念や指標を参照**しつつ、**一般目的財務報告書の利用者の意思決定に有用な情報の提供を目的**として開発されました。

Insight

現時点では、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表するサステナビリティ開示基準（以下、「SSBJ基準」という）における本公開草案の取扱いへの対応については決まっていませんが、ISSBによる最終化の動向を踏まえ、今後、SSBJにおいて検討される可能性があると考えられます。

なお、現行のSSBJ基準においても、企業にとって自然関連のリスクおよび機会が重要である場合には、その識別・評価・開示の検討が求められています。したがって、SSBJ基準に取り込まれるかにかかわらず、自然関連開示に関する**国際的な実務の方向性を理解**するうえで、本公開草案の内容が参考になると考えられます。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

1. 本公開草案公表の経緯

ISSBは、「生物多様性、生態系および生態系サービス（BEES）」に関するリサーチ・プロジェクトの結果、既存のISSB™基準における要求事項のみでは自然関連特有の情報ニーズを満たすための具体性が不足していると判断したため、2025年11月に自然関連のリスクおよび機会に関する基準開発を行うことを決定し、その後、プロジェクトの名称を「自然関連開示（Nature-related Disclosures）」に変更しました。基準の開発過程では、自然関連開示を新たな独立した基準として開発することや、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」またはIFRS S2号「気候関連開示」に取り込むことも検討されましたが、自然関連開示の要求事項を具体化することによる便益と、世界的に進められているIFRS S1号およびIFRS S2号の導入を阻害するリスクのバランスを考慮し、本公開草案では、「IFRS実務記述書（Practice Statement）」の形式が提案されています。

「IFRS実務記述書（Practice Statement）」は、ISSB基準と同様のデュー・プロセスを経て開発され、要求事項を含むものの、ISSB基準そのものではありません。このため、ISSB基準への準拠を表明するために、IFRS実務記述書を適用することは求められません。一方、ISSB基準を採用する法域は、IFRS実務記述書の適用を義務付けるか否かを、それぞれの法域において決定することができます。本公開草案では、このような実務記述書としての位置付けについても意見が求められており、自然関連開示に関する要求事項をIFRS実務記述書として最終化すべきか、基準等の別の形式で公表すべきかについてもコメントを募集しています。

2. TNFDとの関係

本公開草案は、TNFDフレームワークを参照して開発されています。ISSBは、本公開草案において企業が開示すべき自然関連のリスクおよび機会に関する情報を具体化するにあたり、TNFDの概念や指標を活用して検討を進めました。ただし、本公開草案はTNFDフレームワークをそのまま取り込むものではありません。本公開草案では、自然関連のリスクおよび機会を識別するにあたり、TNFDフレームワークにおけるLEAPアプローチ※に示されたプロセスなどの体系的なプロセスに従うことが有用である可能性があるとされていますが、それはIFRS S1号の目的を満たし、かつISSB基準やIFRS実務記述書と矛盾しない場合に限られます。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

また、TNFDフレームワークが異なる重要性のアプローチの下で適用できるように設計されているのに対し、本公開草案では、一般目的財務報告書の利用者の意思決定に有用な情報の提供を目的としている点に特徴があります。

※LEAPアプローチ：TNFDが開発した、多岐にわたる自然資本のなかから、自社に関連するリスクおよび機会を特定し評価するためのアプローチ。「Locate（自然との接点の発見）」、「Evaluate（依存とインパクトの診断）」、「Assess（リスクと機会の評価）」、「Prepare（対応し報告するための準備）」の4段階で構成される。

3. 本公開草案における提案

本公開草案では、ISSB基準における要求事項を基礎として、自然関連のリスクおよび機会に関する重要性がある情報の開示を支援するため、自然関連特有の考慮事項について、追加的な要求事項やガイダンスの提案をしています。

項目		公開草案における主な提案	項番号
コア・コンテンツ以外			
①	**自然関連のリスクおよび機会の識別**	• 自然関連のリスクおよび機会の識別にあたり、体系的なプロセスに従うことが有用な場合があることを示すとともに、そのようなプロセスに関するガイダンスの情報源として、TNFDフレームワークにおけるLEAPアプローチ等を参照することができる旨を示す。 • ただし、TNFDフレームワークにおけるLEAPアプローチに従うこと自体を要求するものではない。	11-12項
②	**気候関連情報とのつながり**	• 自然関連と気候関連のリスクおよび機会のつながりや、それらのつながりを企業がガバナンス、戦略およびリスク管理においてどのように考慮しているかを理解できる情報を開示する。	13項等
③	**所在地固有の情報**	• 自然関連のリスクおよび機会の識別やコア・コンテンツに関する情報の開示にあたり、バリュー・チェーン全体にわたる資産および活動の所在地、ならびに当該所在地における自然の特性を考慮する。 • 所在地に関する情報の適切な粒度および集約・細分化の判断を支援する付属ガイダンスを提供する。	10項(a)、B26-B42項等
④	**先住民等とのエンゲージメント**	• 自然関連のリスクおよび機会の識別やコア・コンテンツに関する情報の開示にあたり、先住民および地域社会（IPLCs）ならびに影響を受ける利害関係者との相互作用（エンゲージメントを含む）を考慮する。	10項(b)、B43-B48項等

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

項目		公開草案における主な提案	項番号
コア・コンテンツ			
⑤	**ガバナンス**	• 自然関連のリスクおよび機会の監督に責任を負うガバナンス機関または個人、ならびにその監督を支援する経営者が、次の事項を考慮しているか、また、どのように考慮しているかに関する情報を開示する。 - 自然関連のリスクおよび機会に関する所在地固有の考慮事項 - 先住民および地域社会（IPLCs）ならびに影響を受ける利害関係者との相互作用（エンゲージメントを含む）	14-15項
⑥	**戦略およびシナリオ分析**	• 自然関連のリスクに起因する不確実性に対する企業の戦略およびビジネス・モデルのレジリエンスを評価し、その情報を開示する。 • レジリエンスの評価にあたっては、自然関連のシナリオ分析を用い、分析結果や主要な仮定について開示する。	19-24項
⑦	**リスク管理**	• 自然関連のリスクおよび機会の識別、評価、優先順位付けおよびモニタリングを行うプロセスにおいて、次の事項を考慮しているか、また、どのように考慮しているかに関する情報を開示する。 - 自然関連と気候関連のリスクおよび機会のシナジーおよびトレードオフ - バリュー・チェーン全体にわたる資産および活動の所在地 - 先住民および地域社会（IPLCs）ならびに影響を受ける利害関係者とのエンゲージメント • 自然関連のリスクの評価および自然関連の機会の識別にあたり、自然関連のシナリオ分析を用いているか否か、およびどのように用いているか（インプット、主要な仮定、分析の対象範囲等）に関する情報を開示する。	25-28項
⑧	**指標および目標**	＜指標＞ • 自然関連のリスクに対して脆弱な資産または事業活動、および自然関連の機会と整合する資産または事業活動について、それぞれ金額および割合を開示する。 • 指標の識別にあたり、IFRS S1号の目的を満たすうえで役立ち、ISSB基準およびIFRS実務記述書と矛盾しない場合に限り、TNFDフレームワークを参照し、その適用可能性を検討することができる。 • 指標の開示にあたっては、すべての事実および状況を考慮し、資産および事業活動の所在地ごと等、集計および細分化する（必ずしも物理的リスクと移行リスクに区分する必要はない）。 ＜目標＞ • 企業が戦略的目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングするために設定した、あるいは法令により満たすことが要求されている自然関連の目標に関する情報を開示する。	29-34項、BC195-BC205項

出所：公開草案「IFRSサステナビリティ開示実務記述書第1号『自然関連開示』」を基にあずさ監査法人作成

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
Document Classification: KPMG Public

4. 適用時期・経過措置

本公開草案では、IFRS実務記述書はその公表日から適用可能とすることが提案されています。ただし、企業がIFRS実務記述書を適用するためには、その初度適用日以前、または初度適用日からIFRS S1号およびIFRS S2号を適用している必要があります。初度適用日は、企業がIFRS実務記述書を初めて適用する年次報告期間の期首を指します。

また、IFRS実務記述書を適用する初年度において比較情報の開示の免除が提案されています。ただし、この経過措置は、IFRS実務記述書に基づく開示にのみ適用されるものであり、ISSB基準によって要求される比較情報については、引き続き開示する必要があります。

5. 今後の予定

本公開草案のコメント期間は120日で、2027年2月19日を期限としてコメント募集が行われています。ISSBは、公開草案に寄せられたコメントを踏まえて審議を行い、IFRS実務記述書として最終化するか、基準等の別の形式で公表するかを含め、文書の形式を決定したうえで最終化する予定です。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public